

商品概要説明書

リフォームローン（ジャックス保証型）

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

商品名	リフォームローン ジャックス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下であり、完済時の年齢が 75 歳以下の方。○安定・継続した収入の見込める方。○対象物件がご本人またはご家族（同居有無問わない）の所有または共有物件であること。○原則、団体信用生命共済に加入できる方。○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。○リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金用途に含める場合、その借換対象ローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族が常時居住するための既存住宅およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備に関する以下の資金。<ul style="list-style-type: none">①住居の増改築および住宅関連設備機器のご購入。②バリアフリー工事および介護機器のご購入。③キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム。④エコキュート、太陽光発電システムのご購入。⑤耐震強化工事資金等。⑥マンション等の外壁、給排水設備等の共用部分の修繕工事負担金。⑦上記①～⑥のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金。⑧上記①～⑥のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金。 （但し、住宅ローンは返済実績が 5 年以上あり、且つ直近 1 年間に返済遅延がないこと）⑨リフォームローンの借換資金。⑩上記①～⑧の資金と同時に家電、家具をご購入又は買い替えをするための資金。⑪ 10 Kw 以上 50 Kw 未満の産業用太陽光発電システムのご購入。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1,500 万円以内（1 万円単位） ただし、農業従事者を除く自営業者は 1,000 万円以内とします。 資金用途⑪は 2,000 万円以内とします。 借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 ヶ月以上 20 年以内（1 ヶ月単位） 借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。

	<p>○お借入利率には保証料を含みます。</p> <p>【固定変動選択型】</p> <p>当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。但し、以下の場合は連帯保証人が必要となります。</p> <p>①団体信用生命共済に加入できない方。但し、団体信用生命共済③の場合を除きます。</p> <p>②株式会社ジャックスが必要と判断した場合。</p>

<p>団体信用生命共済</p>	<p>①団体信用生命共済への加入を条件とします。</p> <p>②団体信用生命共済に加入できない方は、融資期間は15年以内となります。</p> <p>③次の場合、団体信用生命共済への加入は任意とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資金額が1,000万円以内、且つ、融資期間が15年以内の場合 ・資金使途⑩の場合 <p>○当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="539 555 1348 757"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>九大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.1%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	九大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.3%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
九大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.3%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%								
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全額繰上返済の場合…5,400円 ②一部繰上返済の場合…5,400円 <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,400円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>								
<p>必要書類</p>	<p>①本人確認書類…運転免許証・パスポートなど当組合所定のもの。</p> <p>②所得を証明する書類 給与所得者…源泉徴収票または所得証明書・住民税決定通知書の写し。 自営業者…確定申告書（受付印のあるもの）または納税証明書（1・2）の写し。</p> <p>③使途証明書 新規の場合…見積書または売買契約書の写し。 借換の場合…（イ）残存期間および残高が確認できる書類の写し。 （ロ）直近6ヶ月間の返済実績が確認できる書類の写し。 （ハ）借換対象ローンの抵当権抹消後の登記簿謄本（住宅ローンの借り換えを含む場合のみ必要です。融資実行後1ヶ月以内に提出してください。）</p> <p>資金使途⑩の場合 （イ）売電シミュレーションの写し （ロ）設置する建物または土地の登記簿謄本の写し （ハ）農地に設置する場合は、農地転用許可証の写し （ニ）産業用ソーラー専用チェックシート</p>								

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融課(電話：0438-23-0501)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融課または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび株式会社ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA木更津市

(注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」から選択します。

また、「固定変動選択型」における固定特約期間は、「3、5、10年」の計3種類から選択します。